

いわゆる日本版ESOP、スキーム別に検討が進む

—ASBJ、実務対応専門委

去る2013年1月31日、企業会計基準委員会が、第40回実務対応専門委員会を開催した。

今回も引き続き、従業員持株会型、退職時給付型、在職時給付型(本誌2013年2月1日号(No.1337)情報フラッシュ参照)のスキーム別で会計処理の検討がなされた。

主な検討事項は次のとおり。

従業員持株会型の会計処理

自己株式処分差額の認識時点について、企業から信託への処分時に認識する案(案1)と、信託から持株会への株式売却時に認識する案(案2)が事務局より提案されている。

今回はこれらの案のメリット・デメリットの分析が行われた。

(案1) 企業から信託への処分時に自己株式処分差額を認識

メリット

- ・信託が企業とは別個の存在と会社法上とらえられた場合、自己株式処分差額の金額が会社法上の計算と一致する。
- ・自己株式処分差額の認識時点が、企業会計基準1号、同適用指針

2号、会社法計算規則の定めと一致する。

デメリット

- ・総額法により信託の資産、負債を決算時に取り込む処理との関係を説明することが難しい。
- ・企業から信託に自己株式を処分したときにオフバランスした自己株式を企業の資本から控除する処理がわかりづらい。

(案2) 信託から持株会への株式売却時に自己株式処分差額を認識

メリット

- ・企業と信託との間の取引は内部取引として消去されるため、総額法で決算時に取り込む処理となじみやすい。
- ・デメリット
- ・信託から従業員持株会に自社株式が譲渡されたときの信託における売却損益は、契約上、従業員に帰属するが、信託の資産、負債を決算時に取り込み自己株式の精算処理だけ行う場合には、会計処理上、従業員に帰属しないことになる。
- ・自己株式処分差額の認識時点が、

企業会計基準1号、同適用指針2号の定めと整合しない可能性がある。

これに対して、各専門委員からは、「信託の配当に関しては、案2の場合でも配当金を消去しなくてもよいのではないか」、「一貫した論理がとれて、実際に即しているのは案2」などの意見が出された。

退職時給付型・在職時給付型の会計処理

案1を前提に、どの時点の株価を基礎とするかについて、3つの案が提案されている。

案a・・・株式給付の規程設定時

案b・・・ポイント付与時

案c・・・ポイント付与時の株価を基礎とするが、給付確定まで毎期洗替え

しかし、退職時給付型と在職時給付型では、追加信託の生じ可能性の程度やストック・オプションとの類似性などで違いがあると考えられるため、a) c)のうち、どの案に基づき会計処理を行うか、スキームを何らかの基準で切り分けて考える必要がある。

そこで、事務局からはこの切り分け方について、次の3つが示された。

- ① 退職時給付型と在職時給付型
- ② 契約期間の長短
- ③ 追加信託(追加負担)の可能性

このうち、①は、両者の性質を含む「型」が存在する可能性もあるので、定義づけるのが難しく、②は、一定の年数を示すことが難しいため、③で切り分け

たらどうかとの提案が事務局からなされた。

これに対し、専門委員からは「③の追加信託の可能性の程度が人によってまちまち」、「スキーム自体がまだどんなものがあるか不明瞭」などの意見が出された。

今回は3月開催予定。

国際会計

次期SEC委員長にメアリー・ジョー・ホワイト氏を指名

去る1月24日、米国のオバマ大統領が、米国証券取引委員会(SEC)の次期委員長にメアリー・ジョー・ホワイト氏を指名した。SECでは昨年12月にシャピロ委員長が退任したことから、現在ウォルター氏が暫定的に委員長を務めている。次期委員長はニューヨークの米連邦検事を10年務め、ホワイトカラー犯罪者やマネーロンダリングの起訴に尽力した。

オバマ大統領は、これまで投資家保護のためにさまざまな金融制度改革が行われたが、法律の変更だけでは十分ではなく、法の秩序を守る警官が必要であると指名の理由を述べた。

ところで、ホワイト氏は指名時の挨拶で、会場にいた彼女の夫に対して感謝の言葉を述べている。次期委員長の夫はジョン・W・ホワイト氏で、過去にSEC企業財務局ディレクターに就任していた。彼の就任中に、SECは外国企業に対して米国基準への調整表なしでのIFRS財務諸表の採用を認め(2007年11月)、また米国企業のIFRS適用に関するロードマップ案を公表している(2008年11月)。

IFRS教材を公表

国際会計

去る1月30日、国際会計基準審議会(IASB)の運営母体である国際財務報告基準財団(IFRSF)は、教育的な活動の一環として、フレームワークを基礎としたIFRS教材を公表した。これらは、IFRSの教育者が利用するための教材となっており、その教育を受ける者がIFRSを利用する際に必要な見積りや判断を行使する能力の向上を目指したものである。

今回は、最初の公表物として、有形固定資産等の非金融資産に関する教材が公表されている。

ステージ1…有形固定資産
ステージ2…有形固定資産およびその他の非金融資産
ステージ3…非金融資産のケーススタディ

ステージ1では、基準書の概要が説明されており、その理解を促すための簡単な設例と仕訳も含まれている。ステージ2は、35の設例が載せられており、より具体的な論点に取り組みものとなっている。ステージ3は、広範にわたる前提が設定されたうえでケーススタディとなっている。

これらの教材は、会計の初心者や念頭においており、さまざまな経済事象のなかから、IFRSに基づいて会計処理するべき取引や事象を識別するために必要な判断の養成に焦点が当てられている。

なお、負債、企業結合および連結についても同様の教材が作成されることになっており、次の教材は、2013年下半年に公表される予定である。

国際会計

資産・負債の相殺に関する開示の範囲を明確化

IASB

去る1月31日、IASBは会計基準アップデート(ASU)2013-01「財政状態計算書(トピック210)―資産と負債の相殺に関する開示の範囲の明確化」を公表した。

ASU2011-11公表の経緯
IASBは、2011年12月

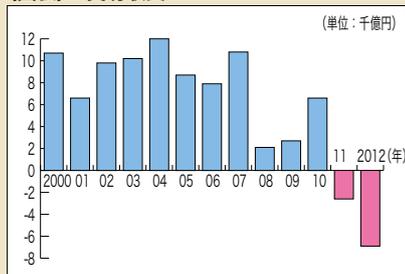
日本の貿易赤字、2012年は6.9兆円と過去最大

日本の貿易赤字は、2012年の貿易統計によると、6兆9,273億円と第2次石油危機時の1980年を上回り、過去最大となった。中国や欧州(EU)への輸出が落ち込み、原発停止や燃料費の高止まりによる輸入増が響いた。円高による産業の空洞化も進んでおり、貿易赤字が慢性化する恐れも指摘されている。

貿易収支は東日本大震災があった2011年に2兆5,647億円と31年ぶりに赤字に転落した。12年の赤字額はこの11年を大幅に上回った。貿易収支は輸出から輸入を差し引いたもので、比較可能な統計のある1920年以降で貿易赤字は今回が4度目となる。過去最大となった赤字の原因は、輸出が63兆7,446億円と前年比27%減少し、輸入も3.8%増の70兆6,720億円に膨らんだことだ。

特に12年は中国経済の減速だ

(図表) 貿易収支



(出所) 財務省

影響が大きかった。中国向け輸出は10.8%減の11兆5,114億円と2年連続で落ち込んだ。原動機や鉄鋼が減少したほか、尖閣列島の国有化をめぐる日中摩擦の影響で自動車も減少した。債務危機に揺れるEU向けは14.7%減の6兆5,002億円と3年ぶりに減少した。これに対し緩やかに景気が持ち直しつつある米国向けは自動車などを中心に11.7%増の11兆1,847億円と2年ぶりに増えた。輸出に占める米国の割合は3ポイント上昇して17.5%となり、首位の中国(18.1%)に迫った。東南アジア向けも好調で、シニアは1.3ポイント上昇し、16.2%となった。

輸出が減少する一方、輸入は増加した。輸入総額は3.8%増の70兆6,720億円となった。震災後の原発停止で火力発電の需要が高まり、燃料の液化天然ガス(LNG)の輸入が6兆円超と25.4%も大幅に増加し、2年連続で過去最高を更新した。中国からの輸入は携帯電話を中心に2.7%増の15兆327億円と3年連続で増えた。この結果、対中貿易赤字は3兆5,212億円と11年ぶりに過去最大となった。

日本の場合、海外からの配当などからなる所得収支の黒字が年間10兆円超に上る。このため貿易赤字がすぐに経常収支の赤字につながるわけではない。ただ昨年の貿易赤字は前年比2.7倍に膨らんだことから、12年の経常黒字は大幅に圧縮される可能性が高い。一方、このところ金融市場では円安傾向が

1月の月例経済報告、一部に下げ止まりの兆し

このほど公表された1月の月例経済報告によると、景気に対する足元の総括判断は前月までの「弱い動き」に、「一部に下げ止まりの兆し」との表現を加え、8カ月ぶりに上方修正した。自動車を中心に増産を計画している企業が出てくることに加え、昨年末からの円安・株高を受け、業況判断も明るくなってきているためである。

個別項目の判断を見ると、生産では「下げ止まりの兆しが見える」として2カ月連続で引き上げた。個人消費は「底堅い動き」として前月までの「横ばい」から引き上げた。企業の業況判断では「慎重さが見られるものの、一部に改善の兆しもみられる」と上方修正した。昨年春から景気後退期に入ったとされる日本の見方が広がっており、戦後2番目に短い「ミレ後退」局面だった可能性も出てきた。

にASU2011-II「財政状態計算書(トピック21)―資産と負債の相殺に関する開示」を公表したが、これは、金融商品の相殺について、IASBとFASBが協議した結果であった。

米国基準は債務不履行または破産の場合にのみ強制力のあるマスター・ネットینگ契約についても相殺を認めるが、IFRSはその相殺を禁止している点が大きく異なっていた。最終的には、違いを解消するまでには至らなかったものの、米国基準とIFRS双方が同様の開示を要求することにより、違いの把握を可能にすることで決着した。

適用範囲の改正規定

今回のASU2013-01は、この開示が要求される金融商品の範囲が明確でないとの指摘を受けたもので、適用される金融商品の範囲を次のように変更した(傍線が追加部分)。

- (a) 相殺された、トピック815「デリバティブとヘッジ」に従って会計処理された認識されている金融商品とデリバティブ(区分処理されたデリバティブ、再購入契約、逆再購入契約、証券貸付、証券貸借取引を含む)
- (b) 相殺されたかどうかにかかわらず、強制力のあるマスター・ネットینگ契約または類似の契約の対象となる、トピック815

「デリバティブとヘッジ」に従って会計処理された認識されている金融商品とデリバティブ(区分処理されたデリバティブ、再購入契約、逆再購入契約、証券貸付、証券貸借取引を含む)

これにより、開示対象の金融商品の範囲はかなり減少すると

大証との現物市場統合に伴う 関連諸制度の整備案、公表―東証

証券

去る1月30日、(株)東京証券取引所は、「大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う関連諸制度の整備について」を公表し、パブリック・コメント手続に付した。

これは、(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所が経営統合した日本取引所グループの発足により、7月に現物市場を東証に集約し、2014年1月にもデリバティブ(金融派生商品)市場を大証に統合して、棲み分けることに対応するもの。

現物市場の東証への統合・集約に伴って、調整・整備すべき事項を明らかにしたものである。すなわち、現物市場のさまざまな制度、しくみのうち、「東証と大証とで異なっているもの」、「大証にあって東証になもの」を統合後はどう扱うか、

思われる。

ASU2013-01は2013年1月1日以降開始年度およびその年度に含まれる期中会計期間に適用され、表示される比較年度への遡及適用が要求される。なお、この適用日はASU2011-IIと同じである。

という問題である。

こうした問題について、①上場制度、②取引参加者制度の整備について、③売買制度の整備について、の3つの領域を検討し、方向性を示した。

上場制度

まず、上場制度だが、本則市場は現在、東証、大証ともほぼ同じであり、細かな違いはすべて東証基準に統一していくことになった。その結果、大証単独上場会社はすべて東証上場となる。

ところが、JASDAQ市場は現在、大証にあって東証にはない。これについては東証にJASDAQ市場を新設し、大証のJASDAQ銘柄は東証JASDAQにシフトすることになる(大証JASDAQ市場は廃止される)。またJASDAQ

経理用語の豆知識

株式併合・分割が行われた場合の1株情報



当期に株式併合または株式分割(発行済株式数のみ変化する場合であり、同一種類の株式が交付される株式無償割当て等、株式分割と同様の効果を有する場合の事象等の他、時価より低い払込金額にて株主への割当てが行われた場合)に含まれる株式分割相当部分を含む)が行われた場合、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首に当該株式併合または株式分割が行われたものと仮定する。

株式併合または株式分割は期末に行われても既存の普通株主に一律に影響するものであるため、普通株主に関する企業の成果を示すためには、表示する財務諸表のうち最も古い期間の期首に行われたと仮定することが適当であり、当該事象の影響が株価とともに1株当たり当期純利益に反映されることで株価収益率(株価を1株当たり当期純利益で除した率)が適切に算定されることになる。

売買制度

のさまざまな規定は大証JASDAQのもの東証の新JASDAQにすべて適用される。また、現在、大証のみにあるカントリーファンド市場、ベンチャーファンド市場は東証に新設されるカントリーファンド、ベンチャーファンドの市場にシフトする。

実施時期等

取引参加者制度とは、大証での現物取引資格しかもたない参加者を統合後、どうするか、という問題である。これについては、統合日に自動的に東証の取引資格が付与される。

こうした措置の実施日は2013年7月16日の予定である。なお、本則市場の大証単独上場銘柄に対する上場廃止基準の適用に関しては、3年間の経過措置を設けることとされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年1月29日	監査基準委員会報告書900「監査人の交代」の改正について(公開草案)	JICPA	前任監査人と監査人予定者および監査人間で引き継ぐ「重要な事項」を、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書において監査役等にコミュニケーションを行うことが求められている項目に関連づけて整理したもの。コメント期限は2013年2月28日まで。	—
2013年2月1日	監査・保証実務委員会研究報告「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」(公開草案)	JICPA	改正退職給付会計基準等により2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末から年金資産の内訳開示が求められることになったこと、および年金資産の消失事案等を受けて検討を行ってきた、年金資産に対してより確かな心証を得るための監査手続等についてまとめたもの。コメント期限は2013年2月21日まで。	—

金融

アベノミクスへの警鐘となる 日本国債

アベノミクスに対する市場の
思惑が、自民党の総裁選挙後から市場金利の動向を左右するようになってきている。安倍政権の金融緩和策から足元金利の低下傾向が顕著になる一方で、長い年限ほど国債相場が軟調で超長期国債の利回りが上昇、イールドカーブのステイプ化が顕著になっている。

昨年1年間の動きを見ると、新発債で5年物が年初の0.33%から今年1月の0.15%までほぼ一貫して低下傾向だったが、自民党総裁選挙が実施された昨年9月以降今年1月まで、20年物が1.67%から1.75%、30年物が1.90%から1.99%と、おおむね一貫して上昇傾向となっている。
昨年9月以降の金利上昇が超長期ゾーンに偏っていることから、これは日銀の金融政策や期待インフレ率などに起因するのではなく、長い年限の国債市場における需給やリスクプレミアム要因と考えられる。
ただし、1月29日に財務省より発表された2013年度の国債発行計画によれば、新規国債発行額が42兆8,510億

円で前年当初予算比・約1兆4,000億円減、発行総額でも170兆5,452億円と同3兆7,000億円減となる。年限別では、超長期ゾーンに関しては30年債が1.2兆円増発にはなっているものの、市場予想を大きく外れるものではなく、総じて今回発表された国債発行計画について市場に対するインパクトは限定的だ。したがって、今回の超長期ゾーンの金利上昇は、需給要因より期待

証券

期末への株価の波動に注目

インフレ率の上昇ないしはリスクプレミアム要因が想定される。安倍政権下での日銀の金融緩和策は、現時点で実弾によるインパクトは極めて限定的だ。
しかし、自民党の総裁選挙以降、インフレターゲットや日銀による国債直接引受けがより具現性を帯びてきているため、国債市場ではインフレリスクや財政破たんリスクが、年限の長い方から織り込まれ始めていると言えらる。まだ日銀に対する信認が崩れていないため、中短期ゾーンにおける影響は現時点ではほとんど見られないが、超長期ゾーンの動きがアベノミクスへの警鐘なのかもしれない。

1月下旬に国会が始まり、安倍政権が本格的に動き出した。何とも調子がいい。首相自ら前回の挫折を引き合いに出し、その経験を糧にしていることを明言している。それが好調の原因といえるようだ。
株価上昇、円安進行はスピード違反といいたくなるほどのペースである。当然、スピード調整の時期がやってこようが、その時期が2月となっても驚かない。それにしても、この上昇エネルギーの強さは何なのか。

も日々変化しており、株価上昇とP/E Rの上昇は比例しているわけではない。また、海外の主要国の株価もほぼ上昇基調にあるため、日本株価の突出、割高感の発生という状況にはまだまだ至らないといえるかもしれない。
これからの円相場、株価の動向に影響を与えそうなのは、海外諸国の反応、国内消費者の反応であろう。海外の動きについては、2月中旬にモスクワで開かれるG20財務相・中央銀行総裁会議が当面の焦点となろうが、日本の新たな経済政策と円安とのつながりが問題にされる可能性は小さい、日本への風当たりが強まることはない、といった観測が盛んに流されている。

長引く株価低迷にイラ立ちながらも投資家は相場の反転エネルギーを蓄積させてきていたということなのだろうか。
ただ、ここまで来ると投資尺目の状況も気になってくる。1月末には日経平均のP/E R(予想利益基準)は18.7倍、P/B R(同)は1.2倍に達した。一般論としてはP/E Rは必ずしも割安水準とはいえず、むしろ急激な円安が企業収益を急速に好転させているので、投資尺目の算出に使われる利益予想

また国内消費者はガソリンや灯油の値段が円安によって上昇してきたことに敏感に反応している。このような動きは他の輸入商品にも広がっていくだろう。それが実質消費を抑制するような事態になってくるかどうか、目が離せない。
今後の株価は3月末、今期末の水準が最大の注目点である。多くの企業の収益に大きな影響を及ぼす資産評価に直結するからである。しかも期末の株価はどのような波動を描いて期末に到達するかでかなり左右される。これからは株価の単なる変動だけでなく、その波動にも注意を払いたい。